(傍線の部分は改正部分)

	九 浸水被害 排水区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合
三〜八(略)	八
総体をいう。	他の施設の総体をいう。
れらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の	れらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その
処理するために設けられる処理施設(屎尿浄化槽を除く。)又はこ	処理するために設けられる処理施設(屎尿浄化槽を除く。)又はこ
の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を	の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を
二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他	二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他
一(略)	一 (略)
該各号に定めるところによる。	該各号に定めるところによる。
第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当	第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当
(用語の定義)	(用語の定義)
附則	附則.
第五章 罰則(第四十五条—第五十一条)	第五章 罰則(第四十五条—第五十一条)
雑則(第三十一条の	雑則(第三十一条の
第三章 都市下水路(第二十六条—第三十一条)	第三章 都市下水路(第二十六条—第三十一条)
第二章の二 流域下水道(第二十五条の二―第二十五条の十)	第二章の二 流域下水道(第二十五条の十―第二十五条の十八)
	第二十五条の九)
	第二節 浸水被害対策区域における特別の措置(第二十五条の二―
	第一節 公共下水道の管理等 (第三条—第二十五条)
第二章 公共下水道(第三条—第二十五条)	第二章 公共下水道
第一章の二 流域別下水道整備総合計画(第二条の二)	第一章の二 流域別下水道整備総合計画 (第二条の二)
第一章 総則 (第一条・第二条)	第一章 総則(第一条・第二条)
目次	目次
現	改正案
1 7 ( ort 1 1 )	

とをいう。 とによる浸水により 河川その他の公共の水域若しく において 排 水施設に当該雨水を排除できないこと又は排 国民の生命 は海域に当該雨水を排除できないこ 身体又は財産に被害を生ずるこ 水施設から

### 第二章 公共下水道

### 飾 公共下水道の管理等

、特定事業場からの下水の排除の制限

第十二条の二 (略)

2

のとする。 じ。)の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるも 二項において準用する場合を含む。)及び第十三条第一項において同 以下「流域下水道からの放流水」という。)の水質を第八条(第二十 域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水( 処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの 係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末 五条の十八において準用する場合を含む。第四項(第十二条の十一第 量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に 2

3 6 略

使用制限

第十四条 むを得ない理由がある場合には、 合、第二十五条の十五第二項の規定による通知を受けた場合その他や 公共下水道管理者は、公共下水道に関する工事を施行する場 当該公共下水道の使用を一時制限することができる。 排水区域の全部又は一部の区域を指

2

公共下水道

特定事業場からの下水の排除の制限

第十二条の二(略)

とする。 項において準用する場合を含む。)及び第十三条第一項において同じ 五条の十において準用する場合を含む。第四項(第十二条の十一第二 以下「流域下水道からの放流水」という。)の水質を第八条(第二十 域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水 量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流 処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるもの 係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終 )の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるも 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健 末

3 6 (略)

使用制限

合、第二十五条の七第二項の規定による通知を受けた場合その他やむ第十四条 公共下水道管理者は、公共下水道に関する工事を施行する場 して、当該公共下水道の使用を一時制限することができる。 を得ない理由がある場合には、

排水区域の全部又は一部の区域を指定

### (災害時維持修繕協定の締結)

い う。 維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定め 有すると認められる者 生時において公共下水道管理者以外の者が公共下水道の施設の特定の は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため災害の発 ておく必要があると認めるときは、 五条の二 公共下水道の施設の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を )との間において、 公共下水道管理者は、 (第二号において 次に掲げる事項を定めた協定 その管理する公共下水道について 公衆衛生上 「災害時維持修繕実施者」と |重大な危害が生じ、 以下 「災害 又

時維持修繕協定」という。 災害時維持修繕協定の目的となる公共下水道の施設 を締結することができる。 ( 以 下 「協定

下水道施設」という。

公共下水道の状況に応じて行う協定下水道施設の維持又は修繕に関災害時維持修繕実施者が公共下水道の施設の損傷の程度その他の する工事の内容

の負担の方法 前号の協定下水道施設の維持又は修繕に関する工事に要する費用

六 五 四 災害時維持修繕協定の有効期間

災害時維持修繕協定に違反した場合の措置

その他必要な事項

(公共下水道管理者以外の者の行う工事等)

第十六条 事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下 か、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工 水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受け ることを要しない。 公共下水道管理者以外の者は、前二条の規定による場合のほ

(発生汚泥等の処理)

第二十一条の二 (略

(公共下水道管理者以外の者の行う工事等)

第十六条 けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を千六条(公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受 軽微なものについては、承認を受けることを要しない。 行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める

(発生汚泥等の処理)

第二十一条の二 (略)

て再生利用されるよう努めなければならない。等によりその減量に努めるとともに、発生汚泥等が燃料又は肥料とし2 公共下水道管理者は、発生汚泥等の処理に当たつては、脱水、焼却

(水防管理団体が行う水防への協力)

第 管理団体をいう。)が行う水防に協力するものとする。 当該同意水防計画に基づき水防管理団体 た同法第二条第六項に規定する水防計画 合を含む。 十三号) 十三条の二 )に公共下水道管理者の協力が必要な事項が定められたときは、 第七条第四項(同法第三十三条第四 において準用する同法第七条第三項に規定する同意をし 公共下水道管理者は、 水防法 (以 下 (同条第二項に規定する水防 (昭和二十四年法律第百 項において準用する場 「同意水防計画」とい

(行為の制限等)

第二十四条 (略)

分には、次に掲げる場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部2 (略)

工作物その他の物件も設けさせてはならない。

排水施設を固着して設けるとき。

共用の暗渠を設けるとき。 あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して

、又は当該部分を横断し、若しくは縦断して設けるとき。それのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し次に掲げる物件その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすお

二条第七項に規定する量水標等をいう。)に規定する量水標管理者をいう。)が設置する量水標等(同法第する水防管理者をいう。)又は量水標管理者(同法第十条第三項で見水防計画で定める水防管理者(水防法第二条第三項に規定

国、地方公共団体、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十

、再生利用等によりその減量に努めなければならない。 2 公共下水道管理者は、発生汚泥等の処理に当たつては、脱水、

(新設

(行為の制限等)

2 (略)

第二十四条

(略)

3 これを横断し、 のないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は が設置する電線その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれ 百二十条第一 作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設ける場合及び国 分には、 地方公共団体、 いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。 公共下水道管理者は、 排水施設を固着して設ける場合、 項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定める者 若しくは縦断して設ける場合を除き、 電気通信事業法 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の (昭和五十九年法律第八十六号) あらかじめ他の施設又は工 何人に対しても 第 部

令で定める者が設置する電線六号)第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者その他政

が設置する下水を熱源とする熱を利用するための熱交換器号)第二条第三項に規定する熱供給事業者その他政令で定める者へ 国、地方公共団体、熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八

第二節 浸水被害対策区域における特別の措置

(排水設備の技術上の基準に関する特例)

第二十五条の二 雨水を 的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができ 項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の 要であると認められるときは、 ためには、 ると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条 共下水道の整備のみによつては浸水被害の防止を図ることが困難であ うち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれ 条第三項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく 例で定める区域をいう。 がある区域であつて、当該区域における土地利用の状況からみて、 時的に貯留し、 排水設備(雨水を排除するためのものに限る。 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域 又は地下に浸透させる機能を備えることが必 以下同じ。)において浸水被害の防止を図る 政令で定める基準に従い、 (排水区域の 条例で が、 同

第二十五条の三 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域において浸水

(管理協定の締結等)

浸水被害の防止を図るために有用なものとして政令で定める規模以上被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内に存する雨水貯留施設(

雨水貯留施設所有者等(当該雨水貯留施設若しくはその属する施

を自ら管理する必要があると認めるとき

これらの敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及

設の所有者、

のものに限る。

以下同じ。

(新設

貯留施設の管理を行うことができる。 ことが明らかなものを除く。 び収益を目的とする権利 以下同じ。 との間において (臨時設備その他一 次条第一 項において同じ。 管理協定を締結して当該雨水 時使用のため設定された を有する者

2 員の合意がなければならない。 前項の規定による管理協定については、 雨水貯留施設所有者等の全

認めるときは、 被害の防止を図るため、 ており、又は建設中である雨水貯留施設を自ら管理する必要があると 十五条の四 雨水貯留施設所有者等となろうとする者(当該雨水貯 公共下水道管理者は、 浸水被害対策区域内において建設が予定され 浸水被害対策区域において浸水

水貯留施設所有者等」という。)との間において、 地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下「予定雨 留施設若しくはその属する施設の敷地である土地の所有者又は当該土 管理協定を締結し

2 の全員の合意がなければならない。 て建設後の当該雨水貯留施設の管理を行うことができる。 前項の規定による管理協定については、 予定雨水貯留施設所有者等

(管理協定の内容)

第 理協定(以下単に めるものとする。 十五条の五 第二十五条の三第一項又は前条第一項の規定による管 「管理協定」という。 には、 次に掲げる事項を定

という。 管理協定の目的となる雨水貯留施設 (以 下 「協定雨水貯留施設

協定雨水貯留施設の管理の方法に関する事項 管理協定の有効期間

兀

管理協定に違反した場合の措置

2 ければならない 管理協定の内容は、 次に掲げる基準のいずれにも適合するものでな

協定施設 (協定雨水貯留施設又はその属する施設をいう。 以下

(新設)

(管理協定の効力)	第二十五条の八 第二十五条の三第二項、第二十五条の四第二項及び前二条の規定は、管理協定において定めた事項中「予定雨水貯留施設所有者等」とあるのは、「予定雨水貯留施設所有者等」とあるのは、「予定雨水貯留施設所有者等」とあるのは、「予定雨水貯留施設所有者等」とあるのは、「予定雨水貯留施設所の変更について準用する。この場合において、第二十五条の四第二項。第二十五条の四第二項。第二十五条の四第二項、第二十五条の四第二項。第二十五条の四第二項第二列第二列第二列第二列第二列第二列第二列第二列第二列第二列第二列第二列第二列第	小しなければならない。 でれぞれ協定施設である旨又は協定施設 でれぞれ協定施設である旨又は協定施設 でれぞれ協定施設である旨又は協定施設 でれぞれ協定施設である旨又は協定施設 でれぞれ協定施設である旨又は協定施設 でれぞれ協定施設である旨又は協定施設 でれぞれ協定施設である旨又は協定施設 でれぞれ協定施設である旨又は協定施設	じ。)の利用を不当に制限するものでないこと。  (管理協定の縦覧等) (管理協定の縦覧等) (管理協定の縦覧等) (管理協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければなきは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。 りない。 りない。 りおい。 見書を提出することができる。
(新	(新	(新	(新
設)	設)	設)	設)

等となつた者に対しても、その効力があるものとする。
て当該協定施設の雨水貯留施設所有者等又は予定雨水貯留施設所有者の規定による公示のあつた管理協定は、その公示のあつた後におい第二十五条の九 第二十五条の七 (前条において準用する場合を含む。

#### (管理)

、都道府県が行うものとする。 第二十五条の十 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は

水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。2 前項の規定にかかわらず、市町村は、都道府県と協議して、流域下

# 第二十五条の十一・第二十五条の十二(略)

### (事業計画の要件)

要件に該当するものでなければならない。第二十五条の十三 第二十五条の十一第一項の事業計画は、次に掲げる

### 一 (略)

技術上の基準に適合していること。 一流域下水道の構造が第二十五条の十八において準用する第七条の

### 三~五 (略)

# 第二十五条の十四・第二十五条の十五(略)

### (原因調査の要請等)

がある場合においては、当該流域関連公共下水道の管理者に対し、期る第八条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれ該流域下水道からの放流水の水質を第二十五条の十八において準用する第八十五条の十六 流域下水道の施設を損傷するおそれがある場合又は当第二十五条の十六 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道から流域

#### (管理

、都道府県が行なうものとする。 第二十五条の二 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は

水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうことができる。前項の規定にかかわらず、市町村は、都道府県と協議して、流域下

2

# 第二十五条の三・第二十五条の四(略

### (事業計画の要件)

に該当するものでなければならない。第二十五条の五 第二十五条の三第一項の事業計画は、次に掲げる要件

### (略)

術上の基準に適合していること。 二 流域下水道の構造が第二十五条の十において準用する第七条の技

### 三~五 (略)

# 第二十五条の六・第二十五条の七(略)

### (原因調査の要請等)

る場合においては、当該流域関連公共下水道の管理者に対し、期限を八条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれがあ若しくは当該流域下水道の施設を損傷するおそれがある場合又は当該若しくは当該流域下水道の施設を損傷するおそれがある場合又は当該第二十五条の八 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道から流域下第二十五条の八 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道から流域下

ことができる。
限を定めて、その原因を調査し、調査の結果を報告するように求める

2 (略)

### (他の施設等の設置の制限)

件も設けさせてはならない。
に対しても、流域下水道の施設にいかなる施設又は工作物その他の物第二十五条の十七 流域下水道管理者は、次に掲げる場合を除き、何人

- 一流域関連公共下水道を接続するとき。
- し、若しくは縦断して設けるとき。水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定不 第二十四条第三項第三号イからハまでに掲げる物件その他流域下
- ぼすおそれがないときとして政令で定めるとき。四 前三号に掲げる場合のほか、流域下水道の管理上著しい支障を及

### (準用規定)

第二十五条の十八 道」とあるのは 続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水又は建築物に立ち入り、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接 建築物に立ち入り、 この場合において、 規定は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)について準用する。 二条の九まで、 条において同じ。)又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」 八条の二まで、第二十一条から第二十三条の二まで及び第二十五条の はみ替えるものとする。 第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十 「当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。 第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第十 排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地 第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は 以下この

> ができる。 定めて、その原因を調査し、調査の結果を報告するように求めること

2 (略

### (他の施設等の設置の制限)

第

の施設にいかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならな る場合その他政令で定める場合を除き、 くは突出し、 障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若し の政令で定める者が設置する電線その他流域下水道の管理上著しい支 て共用の暗渠を設ける場合、 一十条第一項に規定する認定電気通信事業者その他第二十四条第三項 一十五条の九 合 あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議し 又は流域下水道の施設を横断し、 流域下水道管理者は、 国 地方公共団体、 流域関連公共下水道を接続する 何人に対しても、 若しくは縦断して設け 電気通信事業法第百 流域下水道

### (準用規定)

第二十五条の十 あるのは 排水施設、 に立ち入り、 替えるものとする。 いて同じ。)又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み 築物に立ち入り、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する 合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物 条の二まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は 条の九まで、 流域下水道(雨水流域下水道を除く。)について準用する。この場 「当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。 特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」と 排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建 第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十八 第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第十二 以下この条にお

域下水道について準用する。第二十二条から第二十三条の二まで及び第二十五条の規定は、雨水流2第七条、第八条、第十五条から第十八条まで、第二十一条第一項、

(準用規定)

、「国土交通省令」と読み替えるものとする。おいて、第二十三条第二項中「国土交通省令・環境省令」とあるのは及び第二十五条の規定は、都市下水路について準用する。この場合に第三十一条 第十五条から第十八条まで、第二十三条、第二十三条の二

市町村の負担金)

の全部又は一部を負担させることができる。
度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又第三十一条の二 第三条第二項又は第二十五条の十第一項の規定により

(略)

2

(協議会)

以下「協議会」という。)を組織することができる。
による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会(
市下水路管理者は、それぞれが管理する下水道相互間の広域的な連携第三十一条の四 二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都

一 関係地方公共団体

二 下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者

三学識経験を有する者その他の協議会が必要と認める者

その協議の結果を尊重しなければならない。 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、

第二十二条、第二十三条及び第二十五条の規定は、雨水流域下水道に第七条、第八条、第十五条から第十八条まで、第二十一条第一項、

2

(準用規定)

ついて準用する。

」と読み替えるものとする。 条第二項中「国土交通省令・環境省令」とあるのは、「国土交通省令規定は、都市下水路について準用する。この場合において、第二十三第三十一条 第十五条から第十八条まで、第二十三条及び第二十五条の

(市町村の負担金)

の全部又は一部を負担させることができる。 度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又第三十一条の二 第三条第二項又は第二十五条の二第一項の規定により

2 (略)

(新設)

協

### (改善命令等)

第三十七条の二 る。ただし、第十二条の二第六項本文(第二十五条の十八第一項にお 下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができ 又は流域下水道への排出口において第十二条の二第一項(第二十五条 場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道 いて準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に対しては、こ 水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共 定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚 するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特 合を含む。)の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除 は第十二条の二第三項(第二十五条の十八第一項において準用する場 の十八第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準又 しているものに限る。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道 限りでない。 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、 (終末処理場を設置 特定事業

処分等)(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督)

ができる。

又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によ第三十八条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理

)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定を除く。一 この法律(第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項(第二十

### (改善命令等)

第三十七条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、 でない。 用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に対しては、 ただし、第十二条の二第六項本文(第二十五条の十第一項において準 道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。 処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水 設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の おそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施 含む。)の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除する 第十二条の二第三項(第二十五条の十第一項において準用する場合を の十第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準又は 又は流域下水道への排出口において第十二条の二第一項(第二十五条 しているものに限る。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道 場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道 (終末処理場を設置 この 特定事

処分等)(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督

ができる。

又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によ第三十八条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理

一・三 (略)一・三 (の法律(第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項(第二十二・)一・三 (略)一・三 (略)一・三 (の法律(第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項(第二十二・)一・三 (略)一・三 (略)一・三 (略)一・三 (略)一・三 (を)一・三 (を)一・三 (を)一・三 (を)・・・ (を)・・ (を)・

### 2~6 (略

(特別区に関する読替)

#### 2 (略

の罰金に処する。

「大路管理者の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下工項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市工項の規定による公共下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは第場合を含む。)若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道管理の罰金に処する。

二 第十二条の九第二項(第二十五条の十八第一項において準用するてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反した者 第十二条の二第一項又は第五項(第二十五条の十八第一項におい

### 2 (略)

場合を含む。

)の規定による命令に違反した者

# 第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金

第四十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、

二十万円以下の罰

### 2~6 (略)

(特別区に関する読替)

の二の規定を除く。)中「市町村」とあるのは、「都」と読み替える五条の二第二項、第二十五条の三第二項及び第三項並びに第三十一条第四十二条 特別区の存する区域においては、この法律の規定(第二十

#### 2 (略)

ものとする。

又は五十万円以下の罰金に処する。第四十六条の二、次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役

合を含む。)の規定による命令に違反した者二 第十二条の九第二項(第二十五条の十第一項において準用する場これらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反した者一 第十二条の二第一項又は第五項(第二十五条の十第一項において

### 2 (略)

万円以下の罰金に処する。
一十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定によ第四十七条の二 第十二条の三第一項又は第十二条の四(第二十五条の

に処する。

- 規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の一 第十一条の二又は第十二条の三第二項若しくは第三項(第二十五
- 二 第十二条の六第一項(第二十五条の十八第一項において準用する
- 三(第十二条の十二(第二十五条の十八第一項こおハて準用する場合場合を含む。)の規定に違反した者
- を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者四 第十三条第一項(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者三 第十二条の十二(第二十五条の十八第一項において準用する場合

五 (略)

に処する。

- 定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者条の十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規一第十一条の二又は第十二条の三第二項若しくは第三項(第二十五
- 合を含む。)の規定に違反した者二(第十二条の六第一項(第二十五条の十第一項において準用する場
- 「またできょう」、「あいしまり」のであってきます。またできむ。)の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者三 第十二条の十二 (第二十五条の十第一項において準用する場合を
- 含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者第十三条第一項(第二十五条の十第一項において準用する場合を含む)の規定による言範をせて、これは何の言範をして

五 (略)

兀

出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届第五十一条 第十二条の七又は第十二条の八第三項(第二十五条の十第

(傍線
$\mathcal{O}$
部
分
は
改
正
部
分

野	<b></b>
第四条(略)	第四条(略)
(事業計画の策定)	(事業計画の策定)
五~九 (略)	五~九 (略)
	もの
の流量を調節するための施設を有するもの	のであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有する
町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水	する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するも
に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市	の他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理
れる雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域	のに限る。) により排除される雨水のみを受けて、これを河川そ
ロ 公共下水道(終末処理場を有するものに限る。)により排除さ	ロ 公共下水道(終末処理場を有するもの又は前号口に該当するも
イ(略)	イ (略)
四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。	四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
	当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの
	体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に
	ロ 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団
	設の相当部分が暗渠である構造のもの
排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。	域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施
の又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき	方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流
るために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するも	イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地
三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理す	三 公共下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
一・二 (略)	一・二 (略)
該各号に定めるところによる。	該各号に定めるところによる。
第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当	第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当
(用語の定義)	(用語の定義)
現行	改正案
(作糸の音クに己丁音ク)	

3 国土交通大臣の意見を聴かなければならない。 
る公共下水道(以下「雨水公共下水道」という。)に係るものを除く 
る公共下水道(以下「雨水公共下水道」という。)に係るものを除く

4 (略)

内容を環境大臣に通知するものとする。 のを除く。) を受けたときは、政令で定める場合を除き、当該届出の 国土交通大臣は、前項の規定による届出 (雨水公共下水道に係るも

6 (略

(事業計画に定めるべき事項)

ればならない。第五条前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなけ

並びに点検の方法及び頻度一排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力

一終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力

三 (略)

四 流域下水道と接続する場合には、その接続する位置

五 予定処理区域(雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水

区域。次条第三号において同じ。)

六 (略)

2 (略)

(事業計画の要件)

なければならない。第六条 第四条第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するもので

に下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。) に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地利用の状況並び他の下水の量及び水質(水温その他の水の状態を含む。以下同じ。一 公共下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その

ければならない。
める場合を除き、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見を聴かな
3 国土交通大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、政令で定

4 (略)

める場合を除き、当該届出の内容を環境大臣に通知するものとする。 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、政令で定

6 (略)

934 世紀 2020。 第五条 前条第一項の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定(事業計画に定めるべき事項)

一 排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能めなければならない。

二 終末処理場の配置、構造及び能力又は流域下水道と接続する位置

三 (略)

四 (略)

2

(略)

(事業計画の要件)

なければならない。 第六条 第四条第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するもので

水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。)に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地の用途並びに下他の下水の量及び水質(水温その他の水の状態を含む。以下同じ。一 公共下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その

していること。 設の点検の方法及び頻度が第七条の二第二項の技術上の基準に適合一 公共下水道の構造が次条の技術上の基準に適合し、かつ、排水施

ものにあつては、排水施設)の配置及び能力に相応していること。三 予定処理区域が排水施設及び終末処理場 (雨水公共下水道に係る

四~六(略)

(公共下水道の維持又は修繕)

に維持し、修繕し、もつて公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用第七条の二 公共下水道管理者は、公共下水道を良好な状態に保つよう

N。 水域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならな水域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならな水域の水質に維持し、修繕し、もつて公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用

は、政令で定める。

2 公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項

措置の実施に関する基準を含むものでなければならない。 検及び災害の発生時において公共下水道の機能を維持するための応急 前項の技術上の基準は、公共下水道の修繕を効率的に行うための点

(事業計画に定めるべき事項)

を定めなければならない。 第二十五条の十二 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項

並びに点検の方法及び頻度一排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力

二~五(略

(略)

2

(事業計画の要件)

要件に該当するものでなければならない。第二十五条の十三 第二十五条の十一第一項の事業計画は、次に掲げる

一 流域下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その

二 公共下水道の構造が次条の技術上の基準に適合していること。

ていること。 三 予定処理区域が排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応し

四~六 (略)

(新設)

(事業計画に定めるべき事項)

を定めなければならない。 第二十五条の十二 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事

項

排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力

二~五(略)

2 (略)

(事業計画の要件)

要件に該当するものでなければならない。第二十五条の十三 第二十五条の十一第一項の事業計画は、次に掲げる

一 流域下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その

れていること。 土地利用の状況並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定めら他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び

- に相応していること。 雨水流域下水道に係るものにあつては、排水施設)の配置及び能力雨水流域下水道に係るものにあつては、排水施設)の配置及び能力三 流域関連公共下水道の予定処理区域が排水施設及び終末処理場 (

### 四・五 (略)

(準用規定)

第二十五条の十八 共下水道」とあるのは「当該流域下水道 の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道(雨水流域下水道を除く。 地又は建築物に立ち入り、排水設備、 する。この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土 五条の規定は、 ら第十八条の二まで、 ら第十二条の九まで、 下この条において同じ。)又は当該流域下水道に係る流域関連公共下 に接続する排水施設、 流域下水道(雨水流域下水道を除く。)について準用 第七条から第八条まで、第十一条の二、 第二十一条から第二十三条の二まで及び第二十 第十二条の十一から第十三条まで、 特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公 特定施設、」とあるのは (雨水流域下水道を除く。以 第十五条か 第十二条か 一一他人

雨水流域下水道について準用する。一項、第二十二条から第二十三条の二まで及び第二十五条の規定は、一項、第二十二条から第二十三条の二まで及び第二十五条の規定は、第十五条から第十八条まで、第二十一条第

水道」と読み替えるものとする。

技術上の基準に適合していること。 流域下水道の構造が第二十五条の十八において準用する第七条の

及び能力に相応していること。 雨水流域下水道に係るものにあつては、排水施設に限る。)の配置三 流域関連公共下水道の予定処理区域が排水施設及び終末処理場(

四・五 (略)

(準用規定)

第二十五条の十八 建築物に立ち入り、 と読み替えるものとする。 条において同じ。)又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」 道」とあるのは「当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この 続する排水施設、 又は建築物に立ち入り、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接 この場合において、 規定は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)について準用する。 八条の二まで、第二十一条から第二十三条の二まで及び第二十五条の 二条の九まで、 第十二条の十一から第十三条まで、 特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水 第七条、 排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地 第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は 第八条、 第十一条の二、 第十五条から第十 第十二条から

域下水道について準用する。第二十二条から第二十三条の二まで及び第二十五条の規定は、雨水流2 第七条、第八条、第十五条から第十八条まで、第二十一条第一項、